

**令和5年度**  
**一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 作成要領**  
**【建設工事（市内業者）】**

番号	提出書類		個人	法人	チェック欄
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 （建設工事）	県様式第1号	○	○	
2	営業所一覧表	県様式第2号	○	○	
3	技術者経歴書（職員数調）	市様式	○	○	
4	身分証明書（個人）	原本	○	/	
5	登記事項証明書（法人）	原本	/	○	
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ※原本を持参	写し	○	○	
7	納税証明書（法人・消費・県・市税・代表者の全部）	原本	○	○	
8	特殊機械所有状況等報告書 （ほ装等機械2種類以上の写真と車検証等）	市様式	△	△	
9	地方税法第383条に基づく償却資産申告書 （様式第26号控用）	写し	○	○	
10	小松島市土木施設アドプト事業に係る申告書	市様式	△	△	

※「○」は必須。「△」は希望又は該当する場合のみ。

## ○提出書類の注意事項

- (1) 提出書類を順番にファイル（A4版）綴じし、背表紙には「令和5年度参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。
- (2) 各証明書類は申請書提出時の直近3か月以内の発行のものとしします。
- (3) 申請書様式等は小松島市ホームページ及び徳島県電子入札ホームページからダウンロードした様式を使用してください。
- (4) この度の申請より、各提出書類の押印を廃止しております。

## ○提出書類の作成方法

- (1) **一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）**  
徳島県様式第1号により作成してください。
- (2) **営業所一覧表**  
徳島県様式第2号により申請日現在で作成してください。
- (3) **技術者経歴書（職員数調）**  
市様式により作成してください。
- (4) **身分証明書（個人）**  
個人の場合は市町村発行の身分証明書を提出してください。
- (5) **登記事項証明書（法人）**  
法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）を提出してください。
- (6) **経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**  
直近の審査基準日のものの写しを提出してください。なお、申請時には原本を持参してください。
- (7) **納税証明書（法人・消費・県・市税・代表者の全部）**  
下記の納税証明書を提出してください。なお、非課税の場合も納税証明書は全て発行されますので、必ず提出してください。
  - ①直前1年間における法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税の納入状況がわかる税務署発行の納税証明書
  - ②徳島県内に営業所を有する者は、直前1年間における県税、事業税及び自動車税の納入状況がわかる徳島県東部県税局発行の納税証明書
  - ③小松島市内に営業所を有する者は、直前1年間における市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、法人市民税及び軽自動車税の納入状況がわかる小松島市税務課発行の納税証明書
  - ④直前1年間における市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税のうち対象となっているもの全ての納入状況がわかる代表者居住市町村発行の納税証明書

※新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収猶予を受けている場合、国税については「納税証明書（その1）」、地方税については「納税の徴収猶予許可通知書」の写しを添付してください。

#### (8) 特殊機械所有状況等報告書

ほ装工事を希望する場合は、市様式により作成してください。報告書には、直近の経営規模等評価申請の際に提出した「建設機械保有状況一覧表」に記載した機械及び新規に取得した機械のみ記載してください。なお、特殊機械の写真は、保管中の写真と工事施工中の写真（小黒板を写し込んだもの）の両方を添付してください。また、自社所有が確認できる資料（車検証等）を添付してください。

#### (9) 地方税法第383条に基づく償却資産申告書（様式第26号控用）

令和5年1月4日から令和5年1月31日までに申告を済ませた上で「償却資産申告書」の控えの写しを提出してください。

#### (10) 小松島市土木施設アドプト事業に係る申告書

「小松島市土木施設アドプト事業」に事業者単独として参加し、覚書に基づく適正な活動を行っている場合、市様式により作成してください。活動実績の対象期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとします。

### ○その他の注意事項

- (1) 本市の令和5年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の格付け点数の審査及び競争入札の業者選定等は、この度の申請期間に提出していただいた書類で行います。提出以後に建設業許可を受けたもの及び経営事項審査を受審したものは反映されませんので、ご了承ください。アドプト活動実績、特殊機械の所有状況についても、同様にこの度の申請時の提出書類で判断します。
- (2) ISOの取得については、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の内容で確認しますが、受審後、申請書等提出時までには新規取得している場合には、認定書の写しを提出することで反映することとします。
- (3) 防災協定の締結の有無については、市危機管理・感染症対策推進課に照会の上、申請書受付期間の末日（令和5年2月28日）時点で締結しているかで判断します。